

生徒指導規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、本校生徒の健全育成を図る上で、生徒指導に係る基本的事項を定めるものである。

第2章 学校生活

(服装)

第2条 服装はすべて本校指定のものを着用し、服の変形は認めない。

2 夏服以外の期間においてはネクタイ、リボンを着用する。

3 服装及び着用期間については別途定める服装及び着用期間に関する細則による。

(通学)

第3条 通学方法は徒歩、自転車利用、列車利用によるものとする。

2 通学方法及び許可要件については別途定める通学方法及び許可に関する細則による。

(登下校)

第4条 登校は、予鈴（8時25分）までに校門内に入ることとする。ただし、4年次以降生にあつてはこの限りでない。

2 遅刻者は職員室で年次の先生の指示のもと遅刻者名簿に必要事項を記入し、入室許可願証を受け取り教室へ入る。

3 始業時より終業時までの間の外出および早退は担任の許可を得る。早退の場合、担任より許可証を受け取る。

4 下校時刻は、午後6時。但し、届け出があれば1時間の延長を認める。

※下校時間（部活動）の延長に関して、申し合わせ事項を次のとおりとする。

(1) 顧問は部員の下校に関して、責任を持ってJRのダイヤも配慮した指導にあたる。

(2) 顧問が活動場所に不在の時は、延長を禁止する。

(3) 定期考査1週間前は午後5時30分完全下校とし、考査期間中については、テスト実施時間帯は禁止、午後3時完全下校とする。公式戦前であっても、部員の学習時間を確保する。

(部活動)

第5条 部活動は部顧問の監督下で行うものとする。

2 定期考査前1週間及び考査中は原則として練習及び練習試合を禁止し、届け出により1時間程度の練習は可とする。ただし、公式戦10日前はその限りでない。

3 部室や準備室の使用時間は、始業前の予鈴までと放課後とし、部員以外の者の立ち入りは禁止する。

4 運動部部室棟の鍵は、原則として体育教官室で管理する。

5 部室や準備室の使用時間・施錠・清掃等が徹底できない部は、当分の間使用を禁止することもある。

6 廃部規定：原則として1年経過後部員数「0」の場合は、休部とする。2年経過後部員数「0」の場合は廃部とする。

7 開設規定：新規に部活動を開設する場合は、個別に慎重審議する。また、統合する場合についても個別に慎重審議する。

(食事)

第6条 昼食はHR教室または食堂・中庭で所定の時間にとること。

2 食堂・自動販売機の利用は、所定の時間のみとする。

(諸願・届)

第7条 退学、休学、転学、留学及び住所、保護者、後見する者などの変更の場合は、所定の様式により、速やかに「願・届」を校長に提出する。

2 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引などの場合は、保護者が速やかに学級担任に連絡する。なお、忌引については「忌引届」を担任に提出する。

- 3 休業中に、旅行（宿泊）などをする場合に学割が必要な者は、担任を通じて「旅行願」を生徒指導部へ提出する。
- 4 アルバイトは原則として認めない。但し、やむを得ずアルバイトなどをする必要がある場合は、年次に相談の上、「アルバイト許可願」を生徒指導部へ提出する。認められた者には、アルバイト許可証を発行する。
- 5 学校管理下（登下校も含む）において負傷し、受診した場合は、直ちに保健室に届ける。

（賞罰）

第8条 表彰は、生徒の本分を守り、その成績顕著な者及び在籍期間中の皆勤や生徒会活動（部活動を含む）などにおいて善行があり、生徒の模範と認められる者について行う。

- 2 懲戒は、退学・停学・謹慎・訓告の4種類とし、教育的配慮に基づき、個人の人格の陶冶を目指して行う。

（単車・自動車の運転免許の取得）

第9条 単車・自動車の運転免許証取得のため、自動車教習所へ通うことは、3年次の12月定期考査最終日の翌日からとする。

- 2 自動車教習所に入所する場合、「自動車教習所人所手続き許可願」を生徒指導部へ提出する。認められた場合、入校許可証を発行する。
- 3 免許証が取得できる日は、3月1日以降とする。
- 4 特別な事情がある場合は審議する。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、一部改正し平成25年2月20日より施行する。
- 3 この規定は、一部改正し平成28年4月1日より施行する。
- 4 この規定は、一部改正し平成29年4月1日より施行する。
- 5 この規定は、一部改正し令和3年4月1日より施行する。

通学方法及び許可に関する細則

1 徒歩通学

- ① 安全に留意し、交通ルールを守ること（右側通行の厳守）。ただし、溝口駅から登校する場合は、グリーンベルト（左側）を歩くこと。下校時もグリーンベルト（右側）を歩くこと。

2 自転車通学

- ① 自転車通学の距離制限は特に設けない。
- ② 学校の許可を受け、鑑札を後部泥除けの見やすいところに貼付する。また、反射板を後輪につけること。
- ③ 学校から10km以上を離れた所からの通学者には、届け出により電動アシスト付自転車を許可する。
- ④ 自転車は華美でない、よく整備されたものを使用する。
- ⑤ 横カゴ、1本足スタンド、ドロップハンドル、極端なアップハンドル、24インチ未満のミニサイクルは禁止する。後部荷台はなくてもよい。
- ⑥ 傘さし運転・二人乗り・ながら運転（携帯使用・イヤホン使用）は禁止する（違反者はイエローカード、反省文指導）。
- ⑦ 左側一列通行の厳守。
- ⑧ 自転車点検は、年度当初に1回実施する。必要があれば随時行う。

3 列車通学

- ① 列車通学者は、溝口駅から学校まで徒歩通学とする。（原則、自転車登校禁止）
- ② 列車内や駅構内（座り込みや駆け込み乗車など）での言動に留意し、マナーアップに努めること。
- ③ 駅員に対して、きちんと定期券を見せること。

服装及び着用期間に関する細則

1 男子

上 着	① 冬季は本校指定のブレザー、夏季は本校指定のポロシャツを着用する。 ② カッターシャツ・ポロシャツの下には、白・グレー・黒以外の色、柄付きのTシャツなどの着用は禁止する。但し、胸のワンポイントのマークは可とする。
ズ ボ ン	① 本校指定のズボンを着用する。 ② ベルトは黒または茶色（華美でないもの）を使用し、吊りバンドは禁止する。

2 女子

上 着	① 冬季は本校指定のブレザー、夏季は本校指定のポロシャツを着用する。 ② ブラウス・ポロシャツの下には、白・グレー・黒以外の色・柄付きのTシャツなどの着用は禁止する。但し、胸のワンポイントのマークは可とする。
ス カ ー ト	本校指定のスカートを着用する。丈は膝が完全に隠れること。

3 男女共通

防 寒 具	① 冬季は本校指定のウインドブレーカーを着用してもよい。但し、部活動のウインドブレーカーなどは禁止する。 ② ベスト、セーターを着用する場合は本校指定のものとする。 ③ 冬季にはマフラーや手袋を着用してもよい。但し、校舎内でのマフラーや手袋の着用は禁止する。（昇降口での着脱を徹底する。）
鞆	本校指定の鞆を使用する。補助鞆は自由とする。
靴	① 革靴（本校基準靴もしくは類似のコインローファーで色は黒か茶）または白地を基調とした運動靴（ハイカットは禁止）とする。 ② 雨天や積雪の際は、レインシューズ・ゴム長靴でもよい。 ③ 校舎内では指定の上履きを使用し、上履き・下履き及び体育館シューズの区別を明確にする。
靴 下	① 白色に限る（マーク・ポイントは可・絵柄は禁止、ライン・チェック柄などは不可。） マークは足首付近のみとする。ショート丈は不可。 ② 女子のストッキングは肌色とする。但し、冬季は黒タイツ（無地）の着用を認め、その限りにおいては黒のソックス（ワンポイント不可）の着用を認める。
頭髪・化粧等	① 頭髪の極端なカット、パーマ、毛染、脱色、髪飾り、剃り込み（額・眉）、化粧（アイプチ等）などは禁止する。 ② ピアス（穴あけを含む）指輪等の装飾品、マニキュア、長い爪等は禁止する。
ネクタイ・リボン	夏服以外の期間、男子は指定のネクタイ・女子は指定のリボンを着用する。

4 制服の着用期間（気候により変更する場合がある）

冬 服	11月 1日 ～ 4月30日
合 服 (移行期間)	5月 1日 ～ 5月31日 10月 1日 ～ 10月31日 合服着用期間中は、制服であれば自由とする。
夏 服	6月 1日 ～ 9月30日